

アート活用懇談会 提言

2019.09.01

I 概要 アート活用懇談会 提案の背景

世界ではデジタル知識基盤社会の到来に合わせて文化財情報の高精細な画像が大量に公開され始めている。一方、日本の文化財情報は、さまざまな課題から公開が進んでいない。デジタル知識基盤社会でこのままの状況(多言語で検索にかからない。画像・動画が見られない等)が続くと、日本の文化遺産が世界から忘れ去られることになりかねない。それには以下の3つの問題の解決が必要と考える。

1. 文化財継承団体の不安。

日本の文化財の多くは現在でも何らかの宗教的意味や意義を有するものが多い。高精細な画像を無償公開することで、予想していなかった表現、用途に応用されるのではないかという不安がある。

2. 文化財継承団体の人材・リソース不足、デジタル画像そのものの未整備。

貸し出しや使用の制限をしているのではなく、そもそも求められるほどのデジタル素材を用意できていない場合が多い。また、貸し出し管理を行う人員を確保するのも難しい。

3. 既存の収益構造。

一部の美術館博物館では、既にデジタル画像貸出しから収益を得ている。一旦獲得した収入源を無条件に放棄するのは難しい。

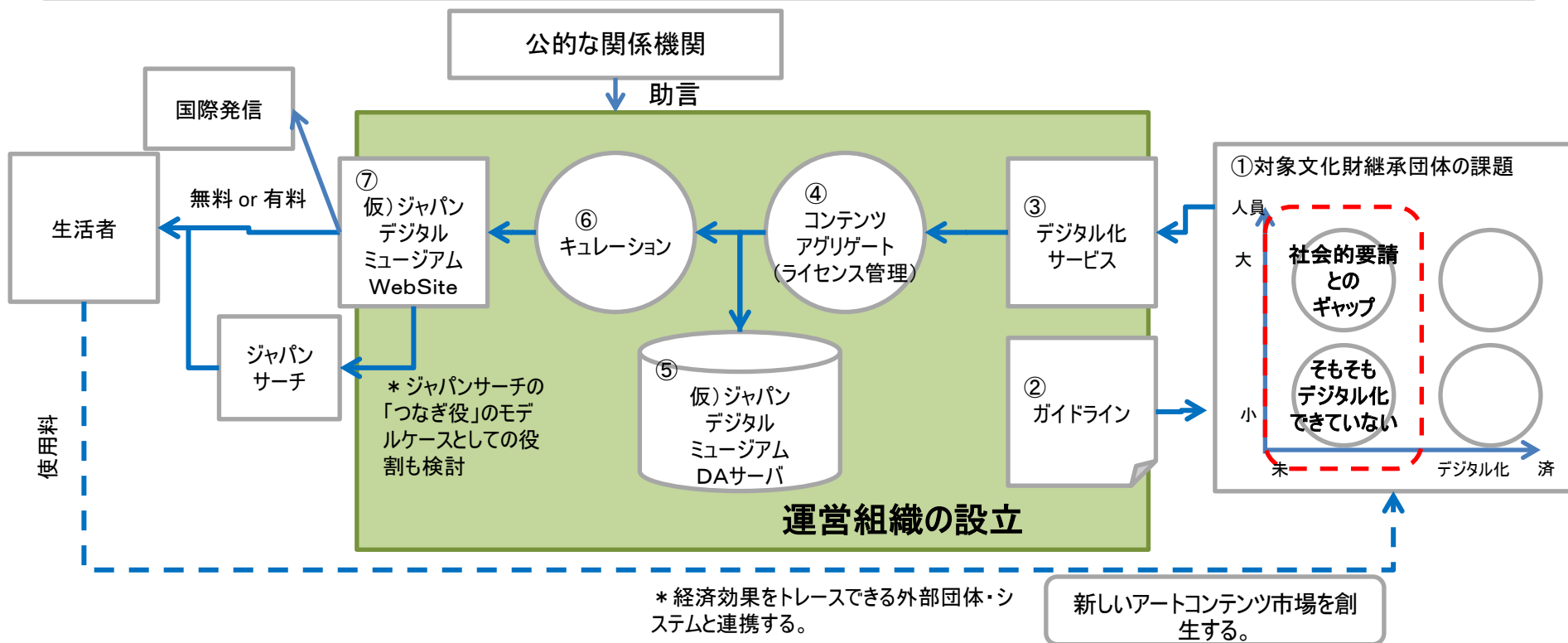
I 概要 アート活用懇談会 提案趣旨

当懇談会の提案

1. 公共性の高い運営主体による公開事業として、アートコンテンツの海外発信、二次利用促進を行う。
2. 関係省庁・大学・研究機関と連携し、情報活用に関するガイドラインを民間ベースで作成する。
3. デジタル化のメリットデメリットを明らかにし、高解像度のガイドラインを作成する。
4. ブロックチェーンなどトレーサビリティ技術を活用する。
5. リソースのない継承団体に対して、経済的にリーズナブルなデジタル化、管理代行機能を提供する。
6. 専門家によるキュレーションサイトを設置し、文化背景を合わせて発信し理解を促す。
7. ジャパンサーチへの接続で海外へも情報発信し画像公開することによる社会的効果を調査報告する。
8. 以上のことを企画・実施していくための新組織を結成・設立する。

本事業の主たる対象は、自主的判断で画像公開を制限しているのではなく、人的資金的リソースの不足やデジタル化推進に課題があり、公開できていない継承団体及び、優品のデジタルコンテンツをもちながら、海外に向けての情報発信が不十分な継承団体を想定する。

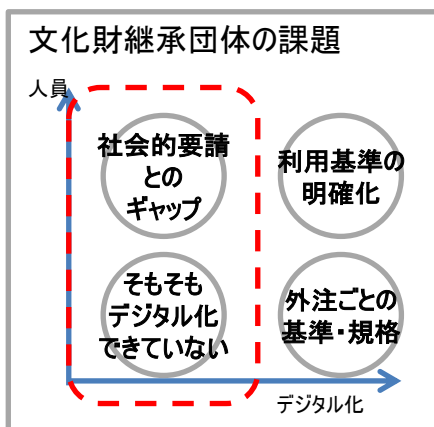
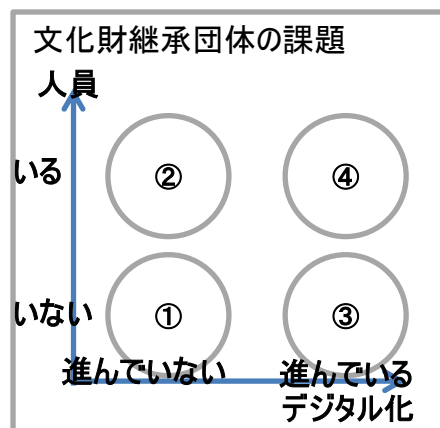
I 概要 事業展開イメージ



- ① 主たる対象は自主的判断で画像公開を制限しているわけではなく、人的資金的リソースの不足やデジタル化に課題があり、公開できていない継承団体。コンテンツ発信の意思があるにもかかわらず公開がなされていない団体に対して、デジタル世界への情報発信の重要性を啓発し、リソースのない団体に対してリーズナブルなデジタル化の提案を行う。本事業は、フランス国立美術館連合(RMN)のデジタル化組織にならい、複数団体が集まることで効率を高め費用を圧縮する費用共同負担方式。
- ② ガイドライン: 文化財保存団体がデータ形式やメタデータ構造を理解し構築するのではなく、外注先・契約の考え方等のガイドラインをつくることが实际的。
- ③ デジタル化サービス: 一定のスキルを持った撮影隊(エリア単位or文化財種別ごと)が年間スケジュールをたて、計画的に撮影・計測を行う。
- ④ コンテンツアグリゲート: デジタルデータの公開基準などを明確にし、ジャパンサーチなど外部サイトと連携するためのメタデータの標準化を行う。また、必要に応じて画像使用許諾・契約などの代行を行う。
- ⑤ DAサーバ: ジャパンサーチの仕様に準拠し、システムのにも経済的にも中長期的運用。
- ⑥ 国宝・重要文化財やパブリックドメインとの関連性など編集者による企画で、単なる画像ではなく、宗教的意味や背景となる文化情報を付帯し、海外へ「正しい」情報発信を行う。(安易な観光資源化はしない。)

Ⅱ 具体策 ①文化財継承団体のカテゴリー仮説

- 縦軸にデジタル化に充てられる人員の大小、横軸にデジタル化の進行程度を設定。



- ①の課題は「そもそもデジタル化できていない」したがって、貸し出し等問い合わせを受けても、貸し出すものがない・その対応する人員もないため外部の問い合わせに基本的に対応していない。
- ②の課題は「社会的要請とのギャップ」90年代から始まったデジタル化・ネットワーク化の中で、画像公開についての方針が収斂。社会的ニーズとかい離してしまっているのではないか。
- ③デジタル化・計測は既に進んでいるが、貸し出し管理など本来業務ではないため人員を割けない。従って、管理会社へ管理を委託しているケースが多い。管理会社の収益構造によって、公共の財産にもかかわらず、画像使用ができない場合がある。
- ④の課題はデジタル画像の公開に十分な体力があり、実際に公開している団体もあるが、デジタル画像の不正利用、不適切な表現への利用への疑念や環境の変化から利用基準が適宜変更されている。これが、活用者側から解りにくい場合がある。従って共通した「利用基準の明確化」が求められている。

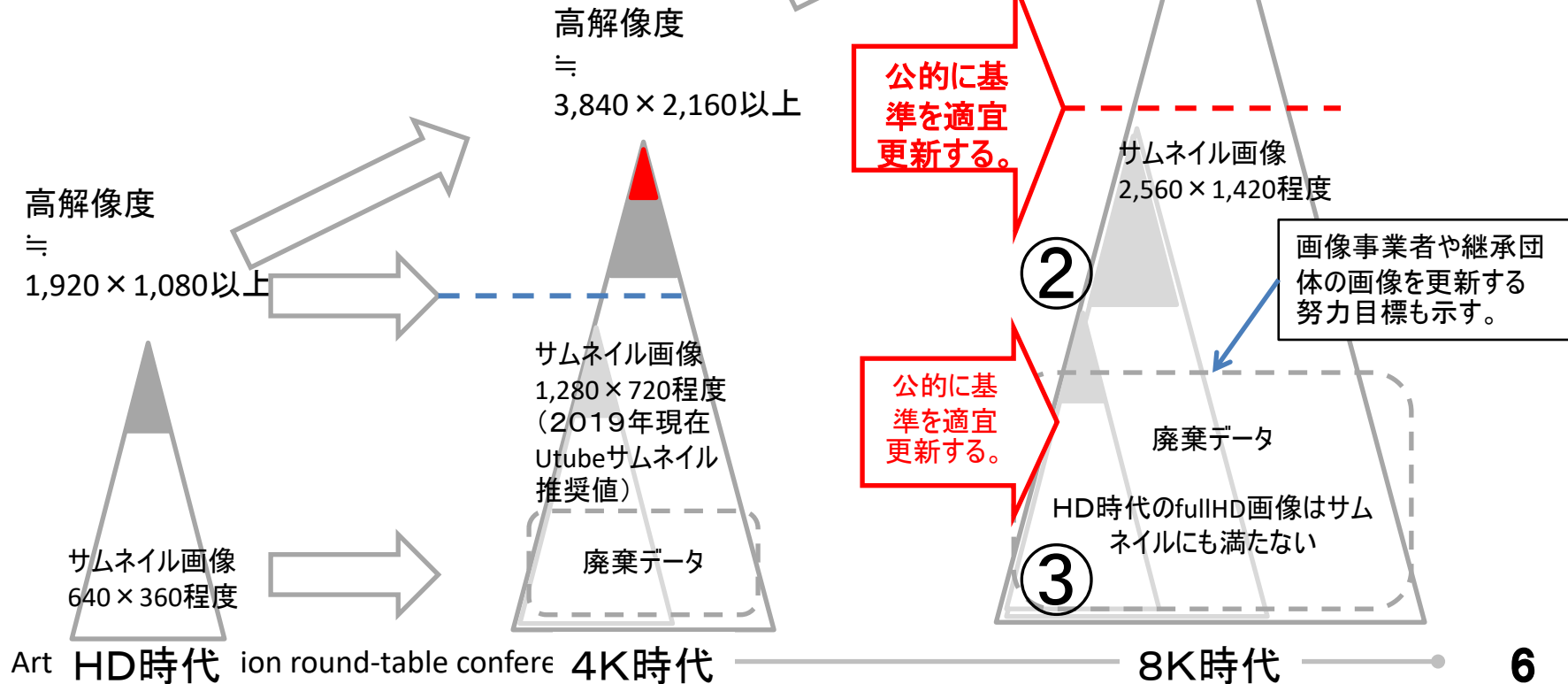
Ⅱ 具体策 ②ガイドライン例 高解像度画像の概念

機材関連の技術が進歩する中、文化財デジタルデータのサムネイル画像の規格も大きく変わりつつある。

無料公開の画像ガイドラインを作成することで、データ作成時に一律に貸出の価格を設定し見直しを行っていない事業者や、継承団体の更新が行き届かないためにデジタル画像が埋没していく等の状況を改善する。

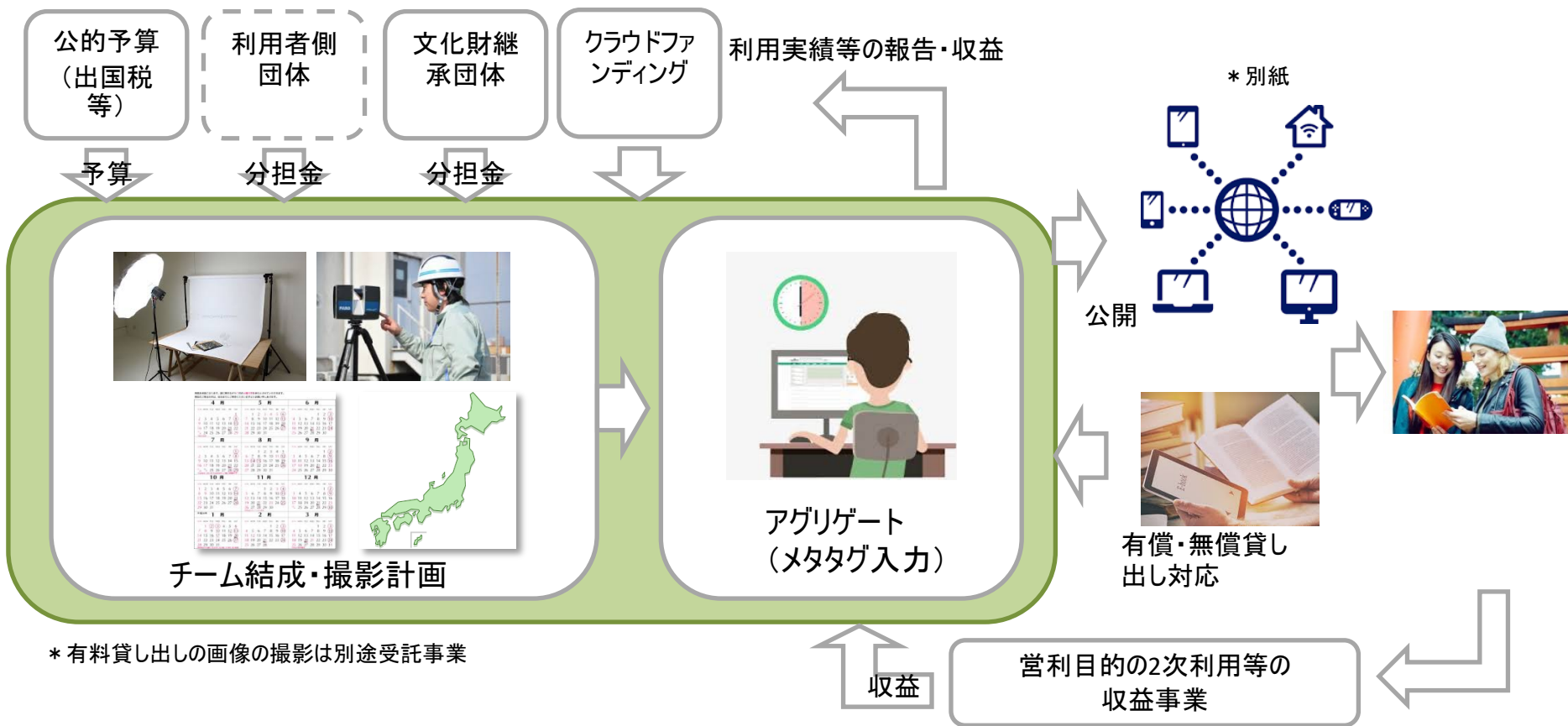
下図②を対象とする。

- ①機材の進歩に依存。ライセンスビジネスの対象。
- ②時代によって変化するため、関係者の合意を得て定期的に上限と下限をガイドラインとして特定し発信。
- ③同じく時代によって変化する。デジタル上の存在を維持しつつ、時代の表示方法に対応すべく、更新の努力目標をガイドラインとして特定し発信。

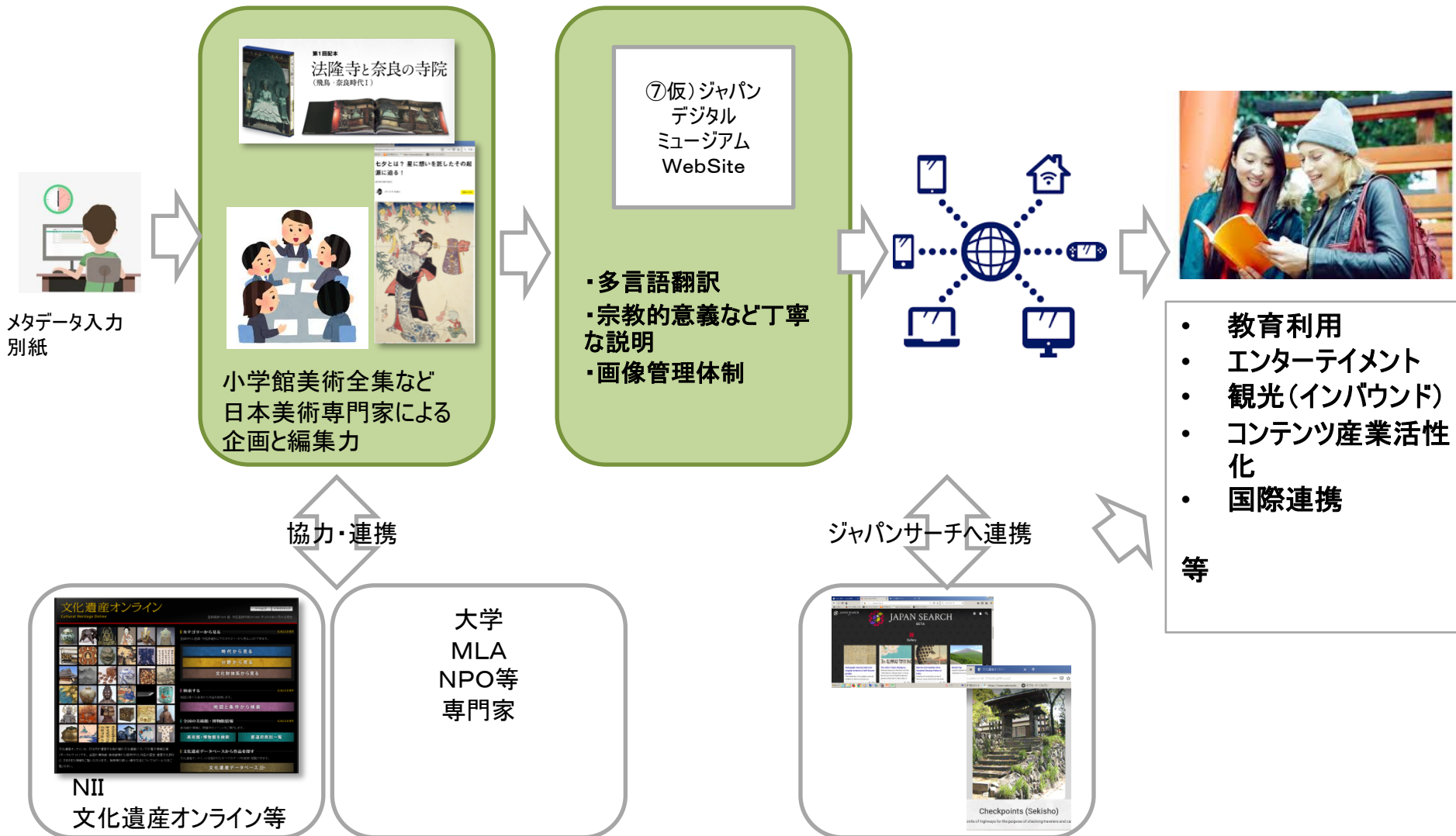


Ⅱ 具体策 ③+④デジタル化とアグリゲーター

- 低価格デジタル化のために
- 撮影・計測の専門チームをグロスで確保し全国を巡り(令和の伊能忠敬隊)各地域ごとにボランティアを募り、OJTを実施し負荷分散を図る。
- デジタル化対象を特定し移動ロスや天候等作業ロスを最小限になるよう計画を立て作業実施。
- 撮影・計測側で繁閑対応を調整することで作業を平準化。



Ⅱ 具体策 ⑥+⑦公開とキュレーション(案)



マイルストーン

